

基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

別表六(十六)付表 平二十八・四・一以後終了事業年度分

基準雇用者数等の計算に関する明細					
		当期の終了の日における雇用者の数	当期の開始の日における雇用者の数	(2)のうち当期の終了の日において高年齢雇用に該当する者の数	基準雇用者数 (1)-(2)-(3))
		1	2	3	4
法人全体	①	人	人	人	人
同意雇用開発促進地域内に所在する事業所	②				
②のうち特定業務施設に該当する事業所	③				
特定業務施設	④	内	内	内	
給与等支給額の計算に関する明細					
当期における給与等の支給額				5	円
同上のうち当期の終了の日において高年齢雇用に該当する者に係る金額				6	
給与等支給額 (5)-(6)				7	
比較給与等支給額の計算に関する明細					
事業年度又は 連結事業年度	給与等の支給額	(9)のうち当期の終了の日において高年齢雇用に該当する者に係る金額	差 引 (9)-(10)	当期の月数 (8)の事業年度又は 連結事業年度の月数	改定給与等の支給額 (11)×(12)
8	9	10	11	12	13
調整対象年度	円	円	円	円	円
平 平	・ ・	・ ・	・ ・	―― ――	円
平 平	・ ・	・ ・	・ ・	―― ――	円
計					
当該適用年度前1年以内事業年度等における給与等の支給額 (13の計)÷(調整対象年度数)					14
比較給与等支給額 (14) + ((14) × (別表六(十六)「2」) × $\frac{30}{100}$)					15

別表六（十六）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12第1項から第3項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は平成28年改正前の措置法第42条の12の2第1項から第3項まで（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄は次により記載します。
 - (1) 「同意雇用開発促進地域内に所在する事業所②」及び「②のうち特定業務施設に該当する事業所③」の各欄は、平成28年4月1日前に開始した事業年度にあつては、記載を要しません。
 - (2) 「②のうち特定業務施設に該当する事業所③」の各欄には、当期の開始の日において地域雇用開発促進法第7条（地域雇用開発のための助成及び援助）に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する事業所（以下「特定地域事業所」といいます。）のうち措置法第42条の12第2項の規定の適用に係る同条第5項第6号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」といいます。）に該当するものに係る数を記載します。
 - (3) 「当期の終了の日における雇用者の数 1」、「当期の開始の日の前日における雇用者の数 2」及び「(2)のうち当期の終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数 3」の「特定業務施設④」の各欄の内書には、特定業務施設のうち措置法第42条の12第1項の規定の適用に係る特定地域事業所に該当するものに係る数を記載します。
 - (4) 「基準雇用者数 4」の「特定業務施設④」の欄に記載に当たっては、上記(3)で内書きした数を、「1」、「2」及び「3」から控除して計算します。
- 3 当期の開始の日の前日における措置法第42条の12第5項第4号に規定する雇用者の数が零である場合には、「比較給与等支給額」
$$(14) + ((14) \times (\text{別表六(十六)「2」}) \times \frac{30}{100})^{15}$$
中「 $(14) + ((14) \times (\text{別表六(十六)「2」}) \times \frac{30}{100})$ 」とあるのは、「 $(14) + ((14) \times \frac{30}{100})$ 」として記載します。